

JAL 被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp

<https://jhu-wing.main.jp/>

3/24 JAL 都労委調査報告（第6回）

団交引き延ばしで、4ヶ月間未実施

会社は3月中に次の団交日程を調整することを確認！

3月24日、被解雇者労働組合（JHU）がJALの団交拒否について、東京都労働委員会（都労委）に救済命令を申立てた事件の第6回調査が行なわれました。会社は1月12日に予定されていた団交をコロナを理由に一方的に延期、まん延防止等重点措置が解除された3月22日、23日は代理人の都合で開催できないと伝えてきました。11月22日の団交以来、4ヶ月間団交が行なわれていません。JHUは、こうした会社の不誠実な対応に対して、不当労働行為救済・追加の申立て書を提出しました。

組合側の発言：「代理人の都合で団交できない」はあり得ない！

山口委員長 3月22日は会社代理人の都合で団交が行なわれなかった。団交の責任者が代理人というのはあり得ない。破綻時のタスクフォースやコンプライアンス委員会で何度も繰り返されていた「会社の無責任体質」が全く変わっていない。こういう対応は変えて頂きたい。

山崎書記長 組合は人数制限に加え追加の感染防止対策を提起し団交はできると伝えた。しかし、会社は自らの対策は示さず、組合が提起した追加対策について判断も示さなかった。最終的にまん延防止等重点措置が解除された3月22日に事務折衝を行ない、3月1日に出した解決金要求の主旨説明を行い、早急な団交開催を申し入れた。会社は4月の代理人の都合はまだ聞いていないという対応だった。次回の団交を本日の調査の場でセットするか、立ち会いによる団交を行なって頂きたい。

加藤弁護士（追加申立ての補足説明）11月22日から一度も団交が実施されていない。企業活動を続けている中で、感染対策は可能なはず。3月21日にまん延防止等重点措置の解除が検討されていたにも拘わらず、解除後の22日については、「すでに代理人の予定が入っている」という対応だ。昨年4月に団交を申し入れた時は3週間無視された。団交を行う必要がないと勝手に判断して放置する体質が変わっていない。こういうことを繰り返さないようにさせたい。

組合・会社双方の調査で確認されたこと

- 会社は4月21日までに、組合が提出した第3準備書面と追加申立書に対する反論書を提出する。
- 会社は3月中に団交日程を調整し、次回都労委調査（4月28日）前に団交を開催する。
- 当面のJAL都労委調査日（第7回および第8回）
第7回 4月28日 10:00～
第8回 6月7日 10:00～

